

大野市都市景観形成建築物等整備事業補助金交付要綱

(平成17年2月24日告示第21号)

改正 平成19年4月1日告示第56号

平成20年3月24日告示第28号

平成21年11月4日告示第156号

平成22年3月29日告示第52号

(趣旨)

第1条 この要綱は、大野市景観条例(平成19年条例第33号。以下「条例」という。)第31条の規定に基づき、良好な景観の形成に寄与する建築物等の整備を行う者に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (2) 広告物 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。
- (3) 建築物等 建築物及び広告物をいう。
- (4) 景観重要建造物 景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)第19条第1項の規定に基づき指定を受けた建造物をいう。
- (5) 外観 道路(私道を除く。)その他の公共の場所から公衆によって容易に見られる建築物等の一部をいう。
- (6) 修景 歴史的なまちなみにふさわしい建築物等の表構えを維持し、又は創出するために、建築物等の新築、増築、改築、修繕又は模様替え等を行うことをいう。
- (7) 景観形成地区 条例第16条第1項の規定により指定された景観形成地区をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する事業を行う者で大野市税を

滞納していないものとする。

(1) 景観重要建造物に係る修景工事（屋根のみの改修を除く。）

(2) 景観形成地区内における建築物等に係る修景工事（屋根のみの改修を除く。）

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、前条の行為に要する費用に、別表第1又は別表第2に掲げる経費区分による補助率を乗じて得た額（それぞれの経費区分による限度額を超えた場合は、限度額とする。）の合計額とする。ただし、当該補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

2 角地における前項の経費区分による限度額は、屋根に係る経費を除いて、当該限度額に1.5を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定による補助金の額は、同一敷地内における補助事業について、次に掲げる額を超えないものとする。

(1) 前条第1号に規定する補助金 4,000,000円

(2) 前条第2号に規定する補助金 4,000,000円

4 第2項の規定による補助金の額は、同一敷地内における補助事業について、次に掲げる額を超えないものとする。

(1) 前条第1号に規定する補助金 5,500,000円

(2) 前条第2号に規定する補助金 5,000,000円

（事前協議）

第5条 補助金の交付を希望する者は、市長が定める期限までに大野市都市景観形成建築物等整備事業補助金交付事前協議書（様式第1号）に関係書類を添えて市長に事前協議をしなければならない。

2 市長は、前項の事前協議をする場合において、条例第32条第1項の大野市景観協議会の意見を聴くものとする。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

（交付申請）

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、大野市都市景観形成建築物等整備事業補助金交付申請書（様式第3号）に関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

(交付決定)

第 7 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、大野市都市景観形成建築物等整備事業補助金交付決定通知書（様式第 4 号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定をする場合において、次に掲げる条件のほか、必要な条件を付するものとする。

(1) 施工者は、大野市内に住所又は主たる事業所を有する者とする。

(2) 工事完了後 10 年間は、建築物等の保守及び管理に努め、補助事業を実施した部分の改築、改造等を行ってはならない。

(3) 前号の期間において、建築物等の管理状況等に関し必要な報告を求められたときは、これに応じなければならない。

(申請事項の変更)

第 8 条 前条の規定による決定を受け補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）は、第 6 条の規定による申請の事項を変更しようとするときは、あらかじめ大野市都市景観形成建築物等整備事業補助金交付変更申請書（様式第 5 号）に関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、補助金の申請事項の変更を決定し、大野市都市景観形成建築物等整備事業補助金交付変更決定通知書（様式第 6 号）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第 9 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに大野市都市景観形成建築物等整備事業完了実績報告書（様式第 7 号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第 10 条 市長は、前条の規定による提出を受けたときは、これを審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、大野市都市景観形成建築物等整備事業補助金交付額確定通知書（様式第 8 号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第 11 条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた後、補助金の交付を受け

ようとするときは、大野市都市景観形成建築物等整備事業補助金交付請求書（様式第9号）により市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、請求を受けた日から起算して30日以内に、補助事業者に対して補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の条件に違反したとき。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

景観重要建造物に係る修景工事

経費区分	経費内容	補助率	限度額
建築設計費	建築設計に要する費用(工事監理費を含む。)	3分の2	500,000円
住宅等修景費	住宅等の増築、改築、修繕又は模様替えに係る工事に要する費用のうち、外観に係る経費(屋根に係る経費を除く。)	3分の2	3,000,000円
住宅等屋根修景費	住宅等の増築、改築、修繕又は模様替えに係る工事に要する費用のうち、屋根に係る経費	3分の2	1,200,000円
色彩修景費	周辺地域と著しく不調和な色彩の住宅等の外観における色彩の修景に要する費用	3分の2	500,000円
建築設備等修景費	景観を阻害している給排水設備、電気設備、広告物等の除去、隠蔽又は改善に係る工事に要する費用及び景観に配慮した広告物の設置に係る工事に要する費用	3分の2	300,000円
外構修景費	門、塀、さく、植栽又は街灯等の整備に要する工事に要する費用	3分の2	3,000,000円かつ塀又はさくの場合は1メートル当たり80,000円(ただし、生垣の場合は1メートル当たり

			10,000円)
--	--	--	----------

備考 屋根は、道路に面する建築物の全てを補助金の交付の対象とする。

別表第2（第4条関係）

建築物等に係る修景工事

経費区分	経費内容	補助率	限度額
建築設計費	建築設計に要する費用（工事監理費を含む。）	3分の2	500,000円
住宅等修景費	住宅等の増築、改築、修繕又は模様替えに係る工事に要する費用のうち、外観に係る経費（屋根に係る経費を除く。）	3分の2	3,000,000円
住宅等屋根修景費	住宅等の増築、改築、修繕又は模様替えに係る工事に要する費用のうち、屋根に係る経費	3分の2	800,000円
色彩修景費	周辺地域と著しく不調和な色彩の住宅等の外観における色彩の修景に要する費用	3分の2	500,000円
建築設備等修景費	景観を阻害している給排水設備、電気設備、広告物等の除去、隠蔽又は改善に係る工事に要する費用及び景観に配慮した広告物の設置に係る工事に要する費用	3分の2	300,000円
外構修景費	門、塀、さく、植栽又は街灯等の整備に要する工	3分の2	3,000,000円かつ塀又はさくの場合は1

	事に要する費用		メートル当たり 80,000 円 (ただし、生垣の場合は 1メートル当たり 10,000 円)
--	---------	--	---

備考 屋根は、道路に面する建築物の全てを補助金の交付の対象とする。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

大野市長 殿

申請者 住所
氏名 印

大野市都市景観形成建築物等整備事業補助金交付事前協議書

みだしの補助金の交付を受けたいので、大野市都市景観形成建築物等整備事業補助金第5条の規定により関係書類を添えて事前協議します。

記

1 行為の所在地	大野市
2 交付希望額	金 円
3 着工予定年月日	年 月 日
4 完了予定年月日	年 月 日
5 添付書類	計画図（位置図、配置図、立面図、仕上表等） 工事見積書 工事見積額適正証明書（様式第2号） 施工前の写真 景観形成地区内の場合、当該地区の代表者の同意書 その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

大野市長 殿

工事見積額適正証明書

下記の工事について、見積額が適正に算出されていることを証明します。

記

1 建築主氏名	
2 建築場所	大野市
3 施工者	
4 工事概要	
5 工事見積額	金 円

証明者 住所
氏名

印

注）証明者は、大野市契約規則（平成9年規則第8号）第7条第2項の規定に基づく名簿（建築設計の業務）に登載された者であって当該工事に関与しない者に限る。

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

大野市長 殿

申請者 住所
氏名 印

大野市都市景観形成建築物等整備事業補助金交付申請書

みだしの補助金の交付を受けたいので、大野市都市景観形成建築物等整備事業補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 行為の所在地	大野市
2 交付申請額	金 円
3 着工予定年月日	年 月 日
4 完了予定年月日	年 月 日
5 添付書類	計画図（位置図、配置図、立面図、仕上表等） 工事見積書 工事見積額適正証明書（様式第2号） 施工前の写真 景観形成地区内の場合、当該地区の代表者の同意書 大野市税納税証明書 その他市長が必要と認める書類

様式第4号（第7条関係）

大野市指令 第 号

大野市都市景観形成建築物等整備事業補助金交付決定通知書

住所

氏名

年 月 日付けで交付申請のあったみだしの補助金について、大野市都市景観形成建築物等整備事業補助金交付要綱第7条の規定により次のとおり交付することに決定したので通知する。

年 月 日

大野市長

印

記

- 1 補助金の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け交付申請書のとおりとする。
- 2 補助金の額は、円とする。
- 3 施工者は、大野市内に住所又は主たる事業所を有する者とする。
- 4 大野市補助金等交付規則第12条に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- 5 補助事業が完了したときは、速やかに完了実績報告書に必要な書類を添えて提出すること。
- 6 交付した補助金については、その用途及び経理状況について市の監査を受けることがある。
- 7 工事完了後10年間は、建築物等の保守及び管理に努め、補助事業を実施した部分の改築、改造等を行ってはならない。

8 工事完了後、10年間は建築物等の管理状況等に関し必要な報告を求められたときは、これに応じなければならない。

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

大野市長 殿

申請者 住所
氏名 印

大野市都市景観形成建築物等整備事業補助金交付変更申請書

年 月 日付け大野市指令 第 号で通知を受けたみだしの補助金について、その事業内容の一部を変更したいので、大野市都市景観形成建築物等整備事業補助金交付要綱第8条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 行為の所在地	大野市
2 交付変更申請額	金 円
3 着工予定年月日	年 月 日
4 完了予定年月日	年 月 日
5 添付書類	計画図（位置図、配置図、立面図、仕上表等） 工事見積書 工事見積額適正証明書（様式第2号） 景観形成地区内の場合、当該地区の代表者の同意書 その他市長が必要と認める書類

様式第 6 号（第 8 条関係）

大野市指令 第 号

大野市都市景観形成建築物等整備事業補助金交付変更決定通知書

住所

氏名

年 月 日付けで申請のあったみだしの補助金の変更について、大野市都市景観形成建築物等整備事業補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により、申請のとおりこれを承認し、年 月 日付け大野指令 第 号の交付決定通知の一部を変更したので通知する。

年 月 日

大野市長

印

記

- 1 補助金の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け交付変更申請書のとおりとする。
- 2 補助金の額は、円とする。
- 3 施工者は、大野市内に住所又は主たる事業所を有する者とする。
- 4 大野市補助金等交付規則第 1 2 条に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- 5 補助事業が完了したときは、速やかに完了実績報告書に必要な書類を添えて提出すること。
- 6 交付した補助金については、その用途及び経理状況について市の監査を受けることがある。
- 7 工事完了後、10 年間は建築物等の保守及び管理に努め、補助事業を実施した

部分の改築、改造等を行ってはならない。

- 8 工事完了後、10年間は建築物等の管理状況等に関し必要な報告を求められたときは、これに応じなければならない。

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

大野市長 殿

申請者 住所

氏名

印

大野市都市景観形成建築物等整備事業完了実績報告書

年 月 日付け大野市指令 第 号で交付決定を受けたみだしの事業が完了したので、大野市都市景観形成建築物等整備事業補助金交付要綱第9条の規定により関係書類を添えて次のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額	金 円
2 完了予定年月日	年 月 日
3 添付書類	施工者と締結した契約書の写し 工事代金支払領収書の写し 完成写真 工事監理報告書（建築士法第20条第3項の規定に準じた様式） 大野市都市景観形成建築物等整備事業補助金交付（変更）決定通知書の写し

様式第 8 号 (第 1 0 条関係)

大野市指令 第 号

大野市都市景観形成建築物等整備事業補助金交付額確定通知書

住所

氏名

年 月 日付け大野市指令 第 号で交付決定をしたみだしの補助金については、大野市都市景観形成建築物等整備事業補助金交付要綱第 1 0 条の規定により、次のとおりその額を確定したので通知する。

年 月 日

大野市長

印

記

1 交付決定額 金 円

2 交付確定額 金 円

様式第9号（第11条関係）

年 月 日

大野市長 殿

申請者 住所

氏名

印

大野市都市景観形成建築物等整備事業補助金交付請求書

年 月 日付け大野市指令 第 号で額の確定通知があったみだしの補助金を交付されるよう、大野市都市景観形成建築物等整備事業補助金要綱第11条の規定により請求します。

記

1 請求金額	金	円
2 振込先	金融機関名	
	支店名	
	口座番号	普通 当座
	フリガナ	
	口座名義	
3 添付書類	補助金交付額確定通知書の写し 口座番号及び口座名義が記載された通帳の写し	